税理士先生のための
相続税実務セミナー

どういう場合に、重加算税がかかるのか？

重加算税がかかった時の
税理士の責任について検討

6/22 金
18:30～20:00
（18：10より受付）

◆セミナー見出し

1.重加算税制度(国税通則法、68条1項)について
①「隠ぺい・仮装」の意義等　②ことさらの過少申告の場合等
③相続税における重加算税賦課決定処分の特色

2.相続税における重加算税賦課決定処分が取り消された事例の検証
①「相続税についてのお尋ね」に事実と異なる記載をした事例(平成26年16日裁決)
②生命保険の一部を申告しなかった事例(平成28年5月20日裁決)

※質疑応答時間も設定しておりますので、重加算税で税務署と揉めた税理士先生の疑問にお答え致します！

◆日　時：平成30年6月22日(金)　18：30～20：00

◆場　所：大阪市立総合学習センター　第3研修室
大阪市北区梅田1-2-2-500(大阪駅前第二ビル5階)

◆講　師：弁護士　鈴木 智仁氏　(大阪弁護士会所属)

《講師略歴》2013年　国税審判官として国税不服審判所に出向
2016年　弁護士業務再開、
関西大学法科大学院非常勤講師に就任

◆参加費用：4,000円　※当日、会場にて賜ります。

◆定　員：20名

必要事項にご記入の上、FAXにてお申込み下さい

FAX 06-6315-5125

【お問い合わせ】
㈱アプレイザル総研
〒530-0047
大阪市北区西天満１丁目10番16号3F
Email info@erea-office.com
URL https://www.erea-office.com/

お名前		事務所名	
TEL	－　－	e-mail	@
FAX	－　－		

※今後ご案内が不要の方は、その旨とＦＡＸ番号をご記入の上、お手数ですが、上記番号へＦＡＸをお願い致します。